



中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="272 322 639 400">中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 2 号</p> <p data-bbox="169 465 738 591">《固定資産貸付管理暫行辦法》已經中國銀行業監督管理委員會第 72 次主席會議通過，現予公布。本辦法自發布之日起三個月後施行。</p> <p data-bbox="429 703 738 781">主席 劉明康 二〇〇九年七月二十三日</p> <p data-bbox="285 846 624 880">固定資産貸付管理暫行辦法</p> <p data-bbox="368 943 539 976">第一章 總則</p> <p data-bbox="169 1039 738 1308">第一條 為規範銀行業金融機構固定資産貸款業務經營行為，加強固定資産貸款審慎經營管理，促進固定資産貸款業務健康發展，依據《中華人民共和國銀行業監督管理法》、《中華人民共和國商業銀行法》等法律法規，制定本辦法。</p> <p data-bbox="169 1373 738 1547">第二條 中華人民共和國境內經國務院銀行業監督管理機構批准設立的銀行業金融機構（以下簡稱貸款人），經營固定資産貸款業務應遵守本辦法。</p> <p data-bbox="169 1612 738 1787">第三條 本辦法所稱固定資産貸款，是指貸款人向企（事）業法人或國家規定可以作為借款人的其他組織發放的，用於借款人固定資産投資的本外幣貸款。</p> <p data-bbox="169 1899 738 1977">第四條 貸款人開展固定資産貸款業務應當遵循依法合規、審慎經營、平等自願、公平</p>	<p data-bbox="924 322 1291 400">中國銀行業監督管理委員會令 2009 年第 2 号</p> <p data-bbox="798 465 1423 640">『固定資産貸付管理暫定弁法』は中國銀行業監督管理委員會第 72 回主席會議で既に可決されたので、ここに公布する。本弁法は公布された日から三ヶ月後に施行する。</p> <p data-bbox="1107 703 1423 781">主席 劉明康 二〇〇九年七月二十三日</p> <p data-bbox="936 846 1275 880">固定資産貸付管理暫定弁法</p> <p data-bbox="1021 943 1192 976">第一章 總則</p> <p data-bbox="798 1039 1423 1308">第一條 銀行業金融機構の固定資産貸付業務の經營行為を規範化し、固定資産貸付の慎重な經營管理を強化し、固定資産貸付業務の健全な發展を促進するため、『中華人民共和國銀行業監督管理法』、『中華人民共和國商業銀行法』等の法律法規に基づき、本弁法則を制定する。</p> <p data-bbox="798 1373 1423 1547">第二條 中華人民共和國の域内において國務院銀行業監督管理機構の認可を受けて設立された金融機構（以下貸付人）が固定資産貸付業務を經營する場合、本弁法を順守しなければならない。</p> <p data-bbox="798 1612 1423 1834">第三條 本弁法にいう固定資産貸付とは、貸付人が企業（事業）法人或いは國家規定により借入人となることのできるその他の組織に対し実行され、借入人の固定資産投資に用いられる人民元、外貨建ての貸付を指す。</p> <p data-bbox="798 1899 1423 1977">第四條 貸付人が固定資産貸付業務を展開する場合、法令順守、慎重性經營、平等自主、公平誠</p>



<p>诚信の原則。</p> <p>第五条 贷款人应完善内部控制机制，实行贷款全流程管理，全面了解客户和项目信息，建立固定资产贷款风险管理制度和有效的岗位制衡机制，将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位，并建立各岗位的考核和问责机制。</p> <p>第六条 贷款人应将固定资产贷款纳入对借款人及借款人所在集团客户的统一授信额度管理，并按区域、行业、贷款品种等维度建立固定资产贷款的风险限额管理制度。</p> <p>第七条 贷款人应与借款人约定明确、合法的贷款用途，并按照约定检查、监督贷款的使用情况，防止贷款被挪用。</p> <p>第八条 银行业监督管理机构依照本办法对贷款人固定资产贷款业务实施监督管理。</p>	<p>実の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第五条 貸付人は、内部統制制度を改善し、貸付の全フロー管理を実行し、顧客とプロジェクトの情報を全面的に理解し、固定資産貸付リスク管理制度と有効な担当者間の相互牽制体制を確立、貸付管理の各段階における責任を具体的部門と担当者に確実に負わせ且つ各担当者に対する考課と問責制度を確立しなければならない。</p> <p>第六条 貸付人は、固定資産貸付を借入人及び借入人の所属する集団顧客に対する統一的な与信限度額管理に組み入れ、且つ区域、業界、貸付種類等により、固定資産貸付のリスク限度額管理制度を確立しなければならない。</p> <p>第七条 貸付人は借入人との間で、明確で合法的貸付用途を約定し、且つ約定に従い貸付の使用状況に対し検査、監督を行い、貸付の流用を防止しなければならない。</p> <p>第八条 銀行業監督管理機構は、本弁法に従い、貸付人の固定資産貸付業務に対し監督管理を実施する。</p>
<p>第二章 受理与调查</p> <p>第九条 贷款人受理的固定资产贷款申请应具备以下条件：</p> <p>（一）借款人依法经工商行政管理机关或主管机关核准登记；</p> <p>（二）借款人信用状况良好，无重大不良记录；</p> <p>（三）借款人为新设项目法人的，其控股股东应有良好的信用状况，无重大不良记录；</p> <p>（四）国家对拟投资项目有投资主体资格</p>	<p>第二章 受理と調査</p> <p>第九条 貸付人が受理する固定資産貸付の申請は以下の条件を具備しなければならない。</p> <p>（一）借入人は、法により工商行政管理機関或いは主管機関の認可を経て登記されていること。</p> <p>（二）借入人の信用状況が良好であり、重大な不良記録がないこと。</p> <p>（三）借入人が新設のプロジェクト法人である場合は、その支配株主の信用状況が良好であり、重大な不良記録がないこと。</p>



<p>和经营资质要求的，符合其要求；</p> <p>（五）借款用途及还款来源明确、合法；</p> <p>（六）项目符合国家的产业、土地、环保等相关政策，并按规定履行了固定资产投资项目的合法管理程序；</p> <p>（七）符合国家有关投资项目资本金制度的规定；</p> <p>（八）贷款人要求的其他条件。</p> <p>第十条 贷款人应对借款人提供申请材料的方式和具体内容提出要求，并要求借款人恪守诚实守信原则，承诺所提供材料真实、完整、有效。</p> <p>第十一条 贷款人应落实具体的责任部门和岗位，履行尽职调查并形成书面报告。尽职调查的主要内容包括：</p> <p>（一）借款人及项目发起人等相关关系人的情况；</p> <p>（二）贷款项目的情况；</p> <p>（三）贷款担保情况；</p> <p>（四）需要调查的其他内容。</p> <p>尽职调查人员应当确保尽职调查报告内容的真实性、完整性和有效性。</p> <p>第三章 风险评价与审批</p> <p>第十二条 贷款人应落实具体的责任部门</p>	<p>（四）国家が投資予定プロジェクトに対する投資主体の資格と経営資質の要求がある場合、その要求に合致していること。</p> <p>（五）借入金の使途及び返済原資が明確であり、合法であること。</p> <p>（六）プロジェクトが国家の産業、土地、環境保護等の関連政策に合致しており、且つ規定により固定資産投資プロジェクトの合法的管理手順を履行していること。</p> <p>（七）国家の投資プロジェクト資本金制度に関する規定に合致していること。</p> <p>（八）貸付人が要求するその他の条件。</p> <p>第十条 貸付人は、借入人の提出する申請資料の方式と具体的な内容に対し要求を出し、且つ借入人が誠実信義の原則を守り、提出する資料が真実で、完全で、有効であることを承諾するよう要求しなければならない。</p> <p>第十一条 貸付人は、具体的な責任部門と担当者を含め、デューデリジェンス調査を履行し且つ書面報告を作成しなければならない。デューデリジェンス調査の主要内容には以下を含む。</p> <p>（一）借入人及びプロジェクト発起人等の関連する関係者の状況。</p> <p>（二）貸付プロジェクトの状況。</p> <p>（三）貸付担保の状況。</p> <p>（四）調査を必要とするその他の内容。</p> <p>デューデリジェンス調査の担当者は、デューデリジェンス調査報告の内容の真実性、完全性と有効性を確保しなければならない。</p> <p>第三章 リスク評価と審査承認</p> <p>第十二条 貸付人は、具体的な責任部門と担当</p>
---	--



和岗位，对固定资产贷款进行全面的风险评价，并形成风险评价报告。

第十三条 贷款人应建立完善的固定资产贷款风险评价制度，设置定量或定性的指标和标准，从借款人、项目发起人、项目合规性、项目技术和财务可行性、项目产品市场、项目融资方案、还款来源可靠性、担保、保险等角度进行贷款风险评价。

第十四条 贷款人应按照审贷分离、分级审批的原则，规范固定资产贷款审批流程，明确贷款审批权限，确保审批人员按照授权独立审批贷款。

第四章 合同签订

第十五条 贷款人应与借款人及其他相关当事人签订书面借款合同、担保合同等相关合同。合同中应详细规定各方当事人的权利、义务及违约责任，避免对重要事项未约定、约定不明或约定无效。

第十六条 贷款人应在合同中与借款人约定具体的贷款金额、期限、利率、用途、支付、还贷保障及风险处置等要素和有关细节。

第十七条 贷款人应在合同中与借款人约定提款条件以及贷款资金支付接受贷款人管理和控制等与贷款使用相关的条款，提款条件应

者进行，固定資產貸付に対し、全面的なリスク評価を行い、且つリスク評価報告を作成しなければならない。

第十三条 貸付人は完全な固定資産貸付のリスク評価制度を確立し、定量的或いは定性的な指標と基準を設置し、借入人、プロジェクト発起人、プロジェクトの合法性、プロジェクトの技術と財務のフィージビリティ、プロジェクトの製品市場、プロジェクトの融資スキーム、返済原資の信頼性、担保、保険等の観点からリスク評価を行わなければならない。

第十四条 貸付人は、審査と貸付の分離、レベル審査承認の原則に従い、固定資産貸付の審査承認フローを規範化し、貸付の審査承認権限を明確化し、審査承認担当者が授権に従い独立して貸付の審査承認を行うよう確保しなければならない。

第四章 契約の締結

第十五条 貸付人は、借入人及びその他の関連当事者との間で書面の借入契約、担保契約等の関連契約を締結しなければならない。契約には、各当事者の権利、義務及び违约责任を詳細に規定し、重要条項に対する約定なし、約定不明或いは約定無効を防止しなければならない。

第十六条 貸付人は、契約において、具体的な貸付金額、期間、金利、使途、期限、利率、支払、返済保障及びリスク処置等の要素と関係する細部を、借入人との間で約定しなければならない。

第十七条 貸付人は、契約において、引出条件及び貸付資金の支払は貸付人の管理とコントロールを受ける等の貸付使用に関連する条項を借入人



包括与贷款同比例的资本金已足额到位、项目实际进度与已投资额相匹配等要求。

第十八条 贷款人应在合同中与借款人约定对借款人相关账户实施监控，必要时可约定专门的贷款发放账户和还款准备金账户。

第十九条 贷款人应要求借款人在合同中与贷款相关的重要内容作出承诺，承诺内容应包括：贷款项目及其借款事项符合法律法规的要求；及时向贷款人提供完整、真实、有效的材料；配合贷款人对贷款的相关检查；发生影响其偿债能力的重大不利事项及时通知贷款人；进行合并、分立、股权转让、对外投资、实质性增加债务融资等重大事项前征得贷款人同意等。

第二十条 贷款人应在合同中与借款人约定，借款人出现未按约定用途使用贷款、未按约定方式支用贷款资金、未遵守承诺事项、申贷文件信息失真、突破约定的财务指标约束等情形时借款人应承担的违约责任和贷款人可采取的措施。

第五章 发放与支付

との間で約定しなければならない。引出条件には、貸付に比例する資本金が既に払い込まれていること、プロジェクトの実際の進捗状況と既に投資された額とが適合している等の要求が含まれていなければならない。

第十八条 貸付人は、契約において、借入人の関連口座に対し監視コントロールを実施することを借入人との間で約定しなければならない。必要な場合には、専用の貸付実行口座と返済準備金口座を約定することができる。

第十九条 貸付人は、借入人が契約において、貸付と関連する重要な内容に対し承諾するよう要求しなければならない。承諾内容には以下を含んでいなければならない。貸付プロジェクト及びその借入事項が法律法規の要求に合致していること。貸付人に対し遅滞なく完全で、真実で、有効な資料を提出すること。貸付人の貸付に関連する検査に協力すること。その債務償還能力に重大な不利益な影響を及ぼす事項が発生した場合は遅滞なく貸付人に通知すること。合併、分割、出資持分譲渡、对外投资、実質的に債務融資を増加させる等の重大事項を実施する際は事前に貸付人の同意等を得ること。

第二十条 貸付人は、契約において、借入人との間で以下を約定しなければならない。借入人が約定した用途により貸付を使用しない、約定した方式により貸付資金を支払わない、承諾事項を遵守しない、借入申請文書が真実でない、約定した財務指標制限を突破する等の事情が発生した際、借入人は、违约责任と貸付人が講ずることのできる措置を引き受けなければならない。

第五章 実行と支払



第二十一条 贷款人应设立独立的责任部门或岗位，负责贷款发放和支付审核。

第二十二条 贷款人在发放贷款前应确认借款人满足合同约定的提款条件，并按照合同约定的方式对贷款资金的支付实施管理与控制，监督贷款资金按约定用途使用。

第二十三条 合同约定专门贷款发放账户的，贷款发放和支付应通过该账户办理。

第二十四条 贷款人应通过贷款人受托支付或借款人自主支付的方式对贷款资金的支付进行管理与控制。

贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托，将贷款资金支付给符合合同约定用途的借款人交易对手。

借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金发放至借款人账户后，由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对手。

第二十五条 单笔金额超过项目总投资5%或超过500万元人民币的贷款资金支付，应采用贷款人受托支付方式。

第二十一条 貸付人は、独立した責任部門或いは担当者を設置し、貸付の実行と支払の審査の責任を負わせなければならない。

第二十二条 貸付人は、貸付の実行前に、借入人が契約で約定された引出条件を満たしていることを確認し、且つ契約で約定された方式に従い貸付資金の支払に対し管理とコントロールを実施し、貸付資金の約定された用途による使用を監督しなければならない。

第二十三条 契約で専用の貸付実行口座を約定している場合、貸付の実行と支払は当該口座を通じて行わなければならない。

第二十四条 貸付人は、貸付人による受託支払或いは借入人による自主支払の方式を通じて貸付資金の支払に対し管理とコントロールを行わなければならない。

貸付人による受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請と支払委託に基づき、貸付資金を、契約で約定された用途に合致する借入人の取引先に支払うことを指す。

借入人による自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき、貸付資金を借入人の口座に入金した後、借入人が契約で約定された用途に合致する借入人の取引先に自ら支払うことを指す。

第二十五条 一件当たり金額が、プロジェクトの総投資の5%を超過する或いは500万人民元を超過する貸付資金の支払は、貸付人による受託支払方式を採用しなければならない。



第二十六条 采用贷款人受托支付的，贷款人应在贷款资金发放前审核借款人相关交易资料是否符合合同约定条件。贷款人审核同意后，将贷款资金通过借款人账户支付给借款人交易对手，并应做好有关细节的认定记录。

第二十七条 采用借款人自主支付的，贷款人应要求借款人定期汇总报告贷款资金支付情况，并通过账户分析、凭证查验、现场调查等方式核查贷款支付是否符合约定用途。

第二十八条 固定资产贷款发放和支付过程中，贷款人应确认与拟发放贷款同比例的项目资本金足额到位，并与贷款配套使用。

第二十九条 在贷款发放和支付过程中，借款人出现以下情形的，贷款人应与借款人协商补充贷款发放和支付条件，或根据合同约定停止贷款资金的发放和支付：

- (一) 信用状况下降；
- (二) 不按合同约定支付贷款资金；
- (三) 项目进度落后于资金使用进度；
- (四) 违反合同约定，以化整为零方式规避贷款人受托支付。

第六章 贷后管理

第二十六条 貸付人による受託支払を採用する場合、貸付人は、貸付資金の実行前に、借入人の関連する取引資料が契約の約定条件に合致しているか否かを審査しなければならない。貸付人は審査同意した後、貸付資金を借入人の口座を通じて借入人の取引先に支払い、且つ関係する詳細の認定記録を行わなければならない。

第二十七条 借入人による自主支払方式を採用する場合、貸付人は、貸付資金の支払状況の定期的な集計報告を借入人に要求し、且つ口座の分析、証憑の検査確認、現場調査等の方式を通じて、貸付の支払が約定された使途に合致しているか否かを検査確認しなければならない。

第二十八条 固定資産貸付の実行と支払の過程において、貸付人は実行予定の貸付と比例するプロジェクトの資本金が払い込まれていること、且つ貸付金と組み合わせて使用されていることを確認しなければならない。

第二十九条 貸付の実行と支払の過程において、借入人に以下の事情が発生した場合、貸付人は、借入人との間で貸付の実行と支払の条件を協議して補充する、或いは契約の約定に基づき貸付資金の実行と支払を停止しなければならない。

- (一) 信用状況が低下すること。
- (二) 契約の約定により貸付資金を支払わないこと。
- (三) プロジェクト進捗状況が資金使用進捗状況に対し遅延していること。
- (四) 契約の約定に違反し、全体を分割する方式により貸付人による受託支払を回避すること。

第六章 貸付の事後管理



第三十条 贷款人应定期对借款人和项目发起人的履约情况及信用状况、项目的建设和运营情况、宏观经济变化和市场波动情况、贷款担保的变动情况等内容进行检查与分析，建立贷款质量监控制度和贷款风险预警体系。

出现可能影响贷款安全的不利情形时，贷款人应对贷款风险进行重新评价并采取针对性措施。

第三十一条 项目实际投资超过原定投资金额，贷款人经重新风险评价和审批决定追加贷款的，应要求项目发起人配套追加不低于项目资本金比例的投资和相应担保。

第三十二条 贷款人应对抵（质）押物的价值和担保人的担保能力建立贷后动态监测和重估制度。

第三十三条 贷款人应对固定资产投资项目的收入现金流以及借款人的整体现金流进行动态监测，对异常情况及时查明原因并采取相应措施。

第三十四条 合同约定专门还款准备金账户的，贷款人应按约定根据需要对固定资产投资项目或借款人的收入现金流进入该账户的比例和账户内的资金平均存量提出要求。

第三十条 貸付人は、借入人とプロジェクトの発起人の契約履行状況及び信用状況、プロジェクトの建設と運営状況、マクロ経済の変化とマーケットの変動状況、貸付担保の変動状況等の内容に対し、定期的に検査と分析を行い、貸付の質の監視コントロール制度と貸付リスクのアラームシステムを確立しなければならない。

貸付金の安全に不利益な影響を及ぼす可能性のある事情が発生した際、貸付人は、貸付リスクに対し再度評価を行い且つ適切な措置を講じなければならない。

第三十一条 プロジェクトの実際投資が、もとの定められた投資金額を超過し、貸付人がリスクの再評価と審査承認を経て追加貸付の決定する場合、プロジェクトの発起人に対し、プロジェクトの資本金比率を下回らない追加の投資と相応の担保を要求しなければならない。

第三十二条 貸付人は、抵当権（質権）設定物件の価値と保証人の保証能力に対し、貸付実行後の動態モニタリングと再評価制度を確立しなければならない。

第三十三条 貸付人は、固定資産投資プロジェクトの受取キャッシュフロー及び借入人の全体のキャッシュフローに対し動態モニタリングを行い、異常な状況に対し遅滞なく原因を調査究明し且つ相応の措置を講じなければならない。

第三十四条 契約で専用の返済準備金口座を約定する場合、貸付人は必要に応じて固定資産投資プロジェクト或いは借入人の受取キャッシュフローの当該口座への入金比率と口座内の資金の平均残高に対し要求を提出することができる。



第三十五条 借款人出现违反合同约定情形的，贷款人应及时采取有效措施，必要时应依法追究借款人的违约责任。

第三十六条 固定资产贷款形成不良贷款的，贷款人应对其进行专门管理，并及时制定清收或盘活措施。

对借款人确因暂时经营困难不能按期归还贷款本息的，贷款人可与借款人协商进行贷款重组。

第三十七条 对确实无法收回的固定资产不良贷款，贷款人按照相关规定对贷款进行核销后，应继续向债务人追索或进行市场化处置。

第七章 法律责任

第三十八条 贷款人违反本办法规定经营固定资产贷款业务的，银行业监督管理机构应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之一的，银行业监督管理机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取监管措施：

- (一) 固定资产贷款业务流程有缺陷的；
- (二) 未按本办法要求将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位的；
- (三) 贷款调查、风险评价未尽职的；
- (四) 未按本办法规定对借款人和项目的经营情况进行持续有效监控的；
- (五) 对借款人违反合同约定的行为未及

第三十五条 借入人に契約の約定に違反する事情が発生した場合、貸付人は、遅滞なく有効な措置を講じ、必要な際には、借入人の違約責任を法により追及しなければならない。

第三十六条 固定資産貸付が不良貸付を形成する場合、貸付人は、それに対し専門的な管理を行い且つ回収或いは救済措置を遅滞なく制定しなければならない。

借入人が一時的な経営困難により期日通りに貸付元利金を返済できない場合、貸付人は貸付のリスクを借入人と協議することができる。

第三十七条 確かに回収が不可能である固定資産不良貸付に対して、貸付人は関連規定に従って、貸付に対し償却を行った後、継続して債務者に対し遡及する或いは市場化による処理を行わなければならない。

第七章 法律責任

第三十八条 貸付人が本弁法の規定に違反して固定資産貸付業務を經營する場合、銀行業監督管理機構は、期限を定めて是正を命じなければならない。貸付人に以下の事情の一つがある場合、銀行業監督管理機構は、『中華人民共和國銀行業監督管理法』第三十七条の規定に基づき監督管理措置を講ずることができる。

- (一) 固定資産貸付の業務フローに欠陥がある場合。
- (二) 本弁法の要求により貸付管理の各段階での責任を具体的な部門と担当者に負わせていない場合。
- (三) 貸付調査、リスク評価の職責を果たして



<p>时采取有效措施的。</p> <p>第三十九条 贷款人有下列情形之一的，银行业监督管理机构除按本办法第三十八条规定采取监管措施外，还可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条、第四十八条规定对其进行处罚：</p> <p>（一）受理不符合条件的固定资产贷款申请并发放贷款的；</p> <p>（二）与借款人串通，违法违规发放固定资产贷款的；</p> <p>（三）超越、变相超越权限或不按规定流程审批贷款的；</p> <p>（四）未按本办法规定签订贷款协议的；</p> <p>（五）与贷款同比例的项目资本金到位前发放贷款的；</p> <p>（六）未按本办法规定进行贷款资金支付管理与控制的；</p> <p>（七）有其他严重违反本办法规定的行为的。</p> <p>第八章 附则</p> <p>第四十条 全额保证金类质押项下的固定资产贷款参照本办法执行。</p> <p>第四十一条 贷款人应依照本办法制定固定资产贷款管理细则及操作规程。</p>	<p>いない場合。</p> <p>（四）本弁法の規定により借入人とプロジェクトの経営状況に対し持続的で有効な監視コントロールを行っていない場合。</p> <p>（五）借入人の契約の約定違反行為に対し有効な措置が遅滞なく講じられていない場合。</p> <p>第三十九条 貸付人に以下の事情の一つがある場合、銀行業監督管理機構は本弁法の第三十八条の規定により監督管理措置を講ずる以外に、『中華人民共和国銀行業監督管理法』の第四十六条、第四十八条に基づき処罰することもできる。</p> <p>（一）条件に合致しない固定資産貸付の申請を受理し且つ貸付を実行する場合。</p> <p>（二）借入人と通じて法律法規に違反し固定資産貸付を実行する場合。</p> <p>（三）権限の超越、権限の超越を偽装或いは規定フローにより貸付を審査承認しない場合。</p> <p>（四）本弁法の規定により貸付協議を締結していない場合。</p> <p>（五）貸付と比例するプロジェクト資本金の払込の前に貸付を実行する場合。</p> <p>（六）本弁法の規定により貸付資金の支払管理とコントロールを行っていない場合。</p> <p>（七）その他の本弁法規定に対する重大な違反行為がある場合。</p> <p>第八章 附則</p> <p>第四十条 全額保証金質権設定下における固定資産貸付には、本弁法を参照して執行する。</p> <p>第四十一条 貸付人は、本弁法に従い、固定資産貸付管理の細則及び操作規程を制定しなければならない。</p>
---	--



第四十二条 本办法由中国银行业监督管理委员会负责解释。	第四十二条 本弁法は中国銀行業監督管理委員会が解釈の責任を負う。
第四十三条 本办法自发布之日起三个月后施行。	第四十三条 本弁法は公布された日から三ヶ月後に施行する。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】